

令和元年鞍手町議会第4回定例会会議録（第4号）						
令和元年6月19日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和元年6月19日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和元年6月19日 午後1時42分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	3	田中 二三輝		4	宇田川 亮	

職 務	議会議務 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会議務 局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	会計課長	櫻 井 順 子	出 欠
	教育長	栗 田 ゆかり	出 欠	建設課長	松 永 憲 昌	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	政策推進 課 長	藤 原 光 徳	出 欠
	福祉人権 課 長	石 井 通 稔	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	税務住民 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒 井 英 和	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
	保険健康 課 長	芝 野 英 和	出 欠			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和元年第4回鞍手町議会定例会議事日程

6月19日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第29号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第37号 専決処分の承認(平成30年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第30号 鞍手町森林環境譲与税基金条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第33号 鞍手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第34号 鞍手町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第35号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第42号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第28号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）
(総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第36号 専決処分の承認（平成30年度鞍手町一般会計補正予算第8号）
(総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第38号 専決処分の承認（平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正
予算第4号） (総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第39号 専決処分の承認（平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正
予算第5号） (総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第40号 専決処分の承認（平成30年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会
計補正予算第1号） (総務文教委員長報告)

- 日程第13 議案第31号 鞍手駅関連施設設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第32号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第41号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算 (第1号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第43号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和元年度固定資産税の課税免除
(総務文教委員長報告)
- 日程第17 陳情第2号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、
国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする
意見書の採択を求める陳情 (総務文教委員長報告)
- 日程第18 発委第1号 議会広報編集調査特別委員会の設置
- 日程第19 閉会中の継続事件

令和元年6月19日（第4日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第29号から日程第7 議案第42号までの7件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。
須山民生産業委員長。

○13番 須山 由紀生君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第29号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

議案第37号 専決処分の承認（平成30年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号）。

本委員会は、6月12日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第30号 鞍手町森林環境譲与税基金条例。

議案第33号 鞍手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

議案第34号 鞍手町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第35号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

議案第42号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

本委員会は、6月12日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第29号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第37号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第30号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 33 号について、質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 34 号について、質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 35 号について、質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 42 号について、質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 29 号について、討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 37 号について、討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 30 号について、討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 33 号について、討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 34 号について、討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 35 号について、討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 42 号について、討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 29 号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採

決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第29号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第37号 専決処分の承認（平成30年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第37号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第30号 鞍手町森林環境譲与税基金条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号 鞍手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号 鞍手町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第8 議案第28号から日程第16 議案第43号までの9件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長。

○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第28号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）。

議案第36号 専決処分の承認（平成30年度鞍手町一般会計補正予算第8号）。

議案第38号 専決処分の承認（平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第4号）。

議案第39号 専決処分の承認（平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第5号）。

議案第40号 専決処分の承認（平成30年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算第1号）。

本委員会は、6月12日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第31号 鞍手駅関連施設設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例。

議案第32号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例。

議案第43号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和元年度固定資産税の課税免除。

本委員会は、6月12日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第41号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）。

本委員会は、6月12日に付託された上記の議案を審査の結果、質疑を行った後田中委員、及び添田委員から、原案に対する修正案が提出されました。

尚、修正案についての説明をしたいと思いますので別紙をご覧ください。

今回の修正案の内容ですが、本会議の議案審査でも指摘されましたように、まず歳出において4枚目をご覧ください。

2款 総務費で計上されている「みんなのまちづくり懇談会費」にかかる経費について20万円を減額し、またあわせて歳入において、3枚目をお願いします。19款 繰入金で歳

出の減額に伴う減額を行うものとするものです。

等委員会では、第41号に対する修正案を原案と合わせて議題とし、修正案提出者から提案説明を聴取した後、まず修正案について採決を行った結果、賛成多数により可決すべきものと決し、更に修正部分を除く原案について採決を行った結果、全会一致を持って可決すべきものと決したので、会議規則第76条の規定により報告します。

尚、修正案の提案理由についても参考資料としてお付けしておりますのでお目通し下さい。
以上で報告を終わります。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第28号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第36号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第38号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第39号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第40号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第31号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第32号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第41号の修正案について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、修正部分を除く原案について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第43号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第28号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第36号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第38号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第39号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第40号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第31号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第32号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第41号の修正案について、討論はありませんか。

栗田美和君。

○9番 栗田 美和君

町長の方から説明が、田中議員の方から質問があったわけですが、それに対して町長の方からかたくなにと言ったら失礼ですが、思いを十分述べられたとは思いますが、これが修正のまま原案が修正されてこういう形で進んでおりますが、これは町長にもう一度、そこは納得されているのかどうかそこを聞いてもいいのでしょうか。それはできないのでしょうか。

○議長 星 正彦君

それはできません。

○9番 栗田 美和君

できないのですか、分かりました。ちょっと納得できないところがあるので。以上です。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、修正部分を除く原案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第43号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第28号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第28号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第36号 専決処分の承認（平成30年度鞍手町一般会計補正予算第8号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第36号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第38号 専決処分の承認（平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第4号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第38号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第39号 専決処分の承認（平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第5号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第39号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第40号 専決処分の承認（平成30年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第40号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第31号 鞍手駅関連施設設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は修正であります。

まず、修正案について採決します。

本、修正案について賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって修正案は可決されました。

次に、只今修正議決した部分を除く原案について採決します。

修正議決した部分を除く原案について賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって修正議決した部分を除く原案は可決されました。

次に、議案第43号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和元年度固定資産税の課税免除を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17 陳情第2号を議題とします。

本陳情は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長。

○6番 篠原 哲哉君

陳情第2号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情。

本委員会は、6月5日に付託された上記の陳情を審査の結果採択とし、別紙意見書案を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第2号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第2号について、討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第2号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案を採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって陳情第2号は採択することに決定しました。

次に、日程第18 発委第1号 議会広報編集調査特別委員会の設置を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中議会運営委員長。

○3番 田中 二三輝君

発委第1号 議会広報編集調査特別委員会の設置。

次のとおり議会広報編集調査特別委員会を設置するものとする。

令和元年6月19日提出。

議会運営委員会委員長 田中二三輝。

名称、議会広報編集調査特別委員会。

設置の根拠、地方自治法第109条及び鞍手町議会委員会条例第4条。

目的、議会広報の編集及び調査研究。

委員の定数、6人。

提案理由

議会の活動状況を広く住民に周知し、議会と町政に対する理解を深めるため、議会だより

の編集及び広報活動の調査研究をするための、鞍手町議会会議規則第13条第3項の規定に基づき提案するものである。

○議長 星 正彦君

お諮りします。

発委第1号は、質疑討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって発委第1号は質疑討論を省略します。

これから採決を行います。

発委第1号 議会広報編集調査特別委員会の設置を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって発委第1号は原案のとおり可決されました。

只今より名簿を配付します。

(「名簿」事務局より配付)

お諮りします。

只今設置されました議会広報編集調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条の規定によって、只今お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議会広報編集調査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

これにより、委員長、副委員長の互選のためしばらく休憩します。

休憩 13時29分

再開 13時41分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長 武谷 朋視君

それでは、ご報告いたします。

委員長には野口美恵子議員。

副委員長には西藤典子議員。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上のように決定しました。

次に進みます。

日程第19 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づきお手元に配布しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これをもって、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、令和元年第4回定例会を閉会します。

閉会 13時42分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正彦

議員 田中 二三輝

議員 宇田川 亮